

高砂市見守りカメラの設置及び管理運用について(案)に係る市民意見公募の結果について

1 意見募集期間

令和4年11月28日(月)から令和4年12月28日(水)まで

2 提出方法

直接持参(各市民サービスコーナー、市民コーナー含む。)、郵送、FAX、電子メール

3 公表場所

市ホームページ、総務部危機管理室(本庁舎4階)、情報公開コーナー(本庁舎2階)、各市民サービスコーナー、各市民コーナー

4 意見提出数

提出方法	人数(人)
持 参	2人
計	2人

5 提出された意見と市の考え方について

	ご 意 見	市 の 考 え 方
1	プライバシーはどのように配慮されるのか。また、特にプライバシーの観点から条例を制定してはどうか。	カメラの映像に映りこむ個人宅などについては、撮影段階から「プライバシーマスク」を施し、黒く塗りつぶされた形式で記録されることになります。 画像の取扱いや管理・運用については、個人情報の保護に関する法律や今後制定を予定している条例に基づき、適正に行ってまいります。
2	〇〇地区のある地点に見守りカメラを設置してほしい。	見守りカメラの設置については、現在、各地区連合自治会の協力のもと、設置場所の検討を行っており、具体的な設置場所については、現地調査の結果を踏まえた上で最終決定することとしています。いただいたご意見については、地区連合自治会で共有させていただきます。

※ ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないよう要約させていただいている場合がありますので、予めご了承ください。